# 規制の事前評価書

法律又は政令の名称：　種苗法の一部を改正する法律案
規　制　の　名　称：　品種登録表示の義務化
　　在外者の代理人の設置義務化
規　制　の　区　分：（新設）、改正（拡充、緩和）、廃止　※いずれかに○印を付す。
担　当　部　局：　農林水産省食料産業局知的財産課
評　価　実　施　時　期：　令和２年２月

## １　規制の目的、内容及び必要性

### ①　規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」について、明確かつ簡潔に記載する。なお、この「予測される状況」は 5～10 年後のことを想定しているが、課題によっては、現状をベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること。（現状をベースラインとする理由も明記）

近年、我が国で開発された優良な登録品種の海外流出や、登録品種を活用した産地化やブランド化の阻害などといった課題が顕在化しており、我が国の農林水産業の発展に支障を来たす事態が生じている。

このため、育成者権の保護を強化する観点から、以下の措置を講ずることとする。

- 育成者権者が輸出先国や栽培地域について指定した場合には、当該登録品種の種苗等が譲渡された後も、当該指定した輸出先国以外へ種苗等を輸出する行為又は当該指定した栽培地域以外で収穫物を生産する行為には、育成者権の効力が及ぶこととする。
- 登録品種の種苗を生産する行為は、当該登録品種の種苗等が譲渡された後も、育成者権者の許諾に基づくことを要することとする。

（１）品種登録表示の義務化

育成者権の保護を強化する措置を講ずるに当たって、種苗の利用者において適切に登録品種を選択し、安心して利用できるようにするために、登録品種の種苗を業として譲渡の申出※１をし、又は譲渡する者に対して、品種登録されている旨の表示（以下「品種登録表示」という。）を付すことを義務付ける。

仮に、品種登録表示が適切に付されていない種苗が市場に流通した場合は、当該表示が適切に付されている場合よりも、種苗の利用者において、購入する種苗が登録品種であるか否かを確認するために、相応の手間を要することとなる。

※１　譲渡の申出とは、種苗等を譲渡するために、カタログを需要者に配布したり、店頭に品種名や価格を提示したりする行為をいう。

（２）在外者の代理人の設置義務化

種苗法においては、日本国内に住所及び居所を有しない者であっても、一定の要件に該当する外国人である場合は、育成者権を享有することを認めている。近年、在外者からの出願が増加しているところ、出願手続を円滑に行う観点から、実務上、在外者に対して、日本国内に代理人を置くことを依頼しているものの、仮に、これらの在外者が依頼に応じない場合には、農林水産省の審査官が直接在外者とやり取りを行うこととなる（平成 30 年度における在外者からの出願件数：279 件）。

在外者と直接やり取りする場合は、時差や植物検疫により、出願の補正、植物体の提出命令の遂行に相応の時間及び労力を要することとなる。将来的に、在外者からの出願がさらに増えることに伴い、前述のような代理人の設置依頼に応じない在外者が増えた場合には、これらの審査手続に莫大な時間及び労力が割かれることとなり、他の出願者の審査が遅延するおそれがある。

（参考）在外者からの品種登録出願件数のグラフ

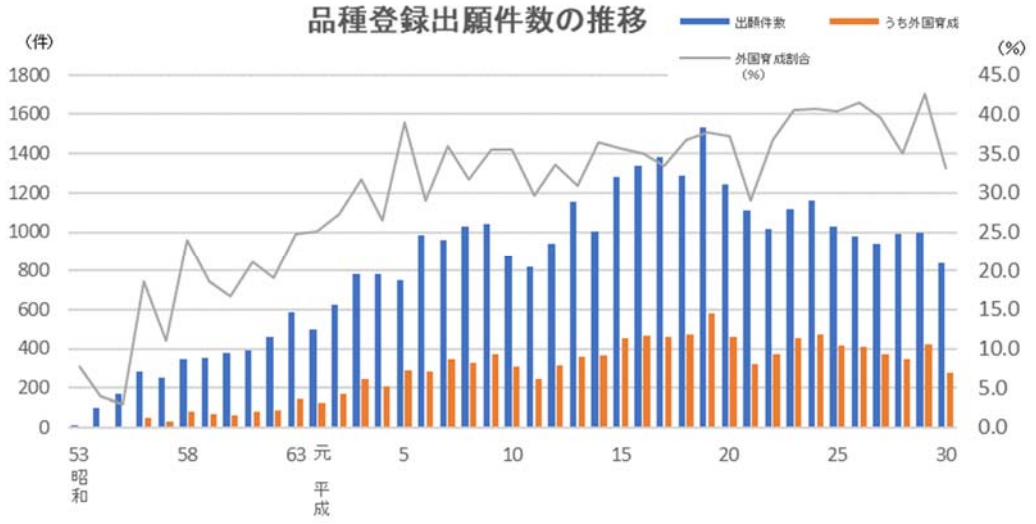


② 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討（新設にあっては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性）

課題は何か。課題の原因は何か。課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯（効果的、合理的手段として、「規制」「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討した結果、「規制」手段を選択したこと）を明確かつ簡潔に記載する。

（１）品種登録表示の義務化

【課題及びその発生原因】

一般に種苗はその外観だけでは品種の区別がつかないものが多いため、種苗の利用者において、利用する種苗が、登録品種であるか否かを容易かつ確実に識別した上で購入の意思決定をできるようにする観点から、登録品種（過去の登録品種を含む。）の種苗を業として譲渡の申出をし、又は譲渡する場合に、当該登録品種の名称を使用する義務を課すとともに、登録品種の種苗を業として譲渡する者に対して、その譲渡する登録品種の種苗又はその種苗の包装に品種登録表示を付す旨の努力義務を課している。

（登録品種の種苗を市場流通させることを意図している種苗会社や個人育種家は、無断で登録品種が利用されることのないよう、当該種苗が品種登録表示を付すことが業界慣行となっていたものの、その表示方法がまちまちであり、種苗の利用者にとって誤解を生じかねないものであったことから、平成 19 年の種苗法改正において、品種登録表示の努力義務を規定して、表示方法を統一するように促すこととした。）

しかし、今般の法改正において、育成者権の保護が強化されることに伴い、万一、業界慣行を知らない者が、品種登録表示を付さずに登録品種の種苗を市場に流通させた場合等は、種苗の利用者において、購入する種苗が登録品種であるか否かを確認するために、相応の手間を要することとなる。

【規制以外の政策手段】

大多数の種苗会社や個人育種家は、業界慣行として、市場流通させる登録品種の種苗に品種登録表示を付すことが想定されるため、品種登録表示の努力義務により、種苗の利用者において、利用する種苗が登録品種であるか否かについて、一定程度識別できるとも考えられる。

しかし、上記記載のとおり、万一、今般の法改正により育成者権の保護が強化されることに伴い、業界慣行を知らない者が、品種登録表示を付さずに登録品種の種苗を市場に流通させた場合等は、種苗の利用者において、購入する種苗が登録品種であるか否かについて確実に識別できるとは限らないため、品種登録表示を義務付ける規制案の採用が妥当である。

【規制の内容】

登録品種の種苗の利用者が、利用する種苗が登録品種であるか否かについて容易かつ確実に識別できるような取引環境を整備するため、以下の措置を講ずることとする。

- 登録品種の種苗を業として譲渡する者に対して、その譲渡をする登録品種の種苗又はその種苗の包装に、品種登録表示を付すことを義務付ける。
- 登録品種の種苗の譲渡のための展示又は広告を業として行う者に対して、その展示をする登録品種の種苗若しくはその種苗の包装又はその広告に、

品種登録表示をすることを義務付ける。

（２）在外者の代理人の設置義務化

【課題及びその発生原因】

特許法等の知的財産権法においては、国際的な出願を促すために、電子出願を受け付けており、在外者からの出願を受理した後も円滑に審査手続を行うことができるよう、在外者に対して、日本国内に代理人を設置することを義務付けている。

他方で、現行種苗法においては、在外者に対して、日本国内に代理人を設置する義務を求める規定を設けていないところ、在外者からの出願については、時差や植物検疫により、出願の補正、植物体の提出命令の遂行に相応の時間及び労力を要するため、審査手続を円滑に行う観点から、実務上、日本国内に代理人を置くように依頼をしている。種苗法においても、品種登録出願システムを活用した電子出願の受付を開始したこともあり、近年、在外者からの出願が増加している中で※２、仮に、これらの在外者が依頼に応じない場合には、農林水産省の審査官が直接在外者とやり取りを行わざるを得なくなる。

一般的に、海外からの出願者は日本国内に連絡先を有していないことが多く、出願者の怠慢により連絡を取ることが困難になった場合には、対抗手段がなく（配達証明付郵便が利用できない等）、審査官の指示に従わせることが困難であるにも関わらず、現行の種苗法では、品種登録出願を拒絶する手段もない状況となっている。そのため、将来的に、このような出願者が増えた場合には、これらの審査手続に莫大な時間及び労力が割かれることとなり、他の出願者の審査が遅延するおそれがある。

また、知的財産権法である種苗法では、先願主義規定や海外から出願できる期間の規定があるため、早期に出願すること自体に一定の価値があり、権利を得る意思が固まっていなくとも、取りあえず出願することがある。仮に、先の出願者である在外者において、日本国内で育成者権の行使をする意思が固まっていない状態で日本国内の在外者を設置せずに出願し、さらに、当該出願品種と類似した品種を別の育成者が後から出願した場合には、これらの出願品種は競願関係となることから、先願品種の審査手続が継続している状態が維持されると、後願品種の審査も停滞してしまうことになる。そのため、その後、当該後願品種が品種登録されたとしても、その後願品種自体が陳腐化して登録品種としての価値が毀損してしまうおそれがある。

※２　これまで、海外からの出願は書面で行うこととなっていたところ、品種登録出願の利便性を向上させる観点から、品種登録出願システムを活用した電子出願の受付を開始しており、また、UPOV 加盟国間の共通電子出願システムが、既に多くの国では導入されていることから、将来的に、日本も植物品種保護制度に関する国際条約である植物の新品種の保護に関する国際条約（以下、「UPOV 条約」という。）の加盟国間で共通の電子出願システムと接続することで国際出願手続を簡素化されれば、今後、海外からの出願がよ

り一層増加することが想定される。

しかしながら、電子出願の導入により在外者からの出願がさらに増加した場合において、国内に在外者の代理人が確実に設置されなければ審査手続の実施に大きな支障をきたすことになることから、この UPOV 加盟国間の電子出願システムとの接続を行うことが困難な状況となっている。

【規制以外の政策手段】

従来と同様に、実務において、在外者に対して日本国内に代理人を置くように依頼するという手段が考えられるが、これらの在外者が依頼に応じない場合には、農林水産省の審査官が直接在外者とやり取りを行わざるを得なくなる。将来的に、在外者からの出願がさらに増えることに伴い、前述のような代理人の設置依頼に応じない在外者が増えた場合には、これらの審査手続に莫大な時間及び労力が割かれることとなり、円滑な審査手続の実施に支障が生じるおそれがある。

このため、在外者に対して日本国内に代理人を設置することを義務付ける規制案の採用が妥当である。

【規制の内容】

出願品種の審査手続を円滑に実施するため、在外者は、日本国内に住居又は居所を有する代理人によらなければ、種苗法に基づく、品種登録出願その他品種登録に関する手続をすることができないこととする。

## ２　直接的な費用の把握

③　「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で推計することが求められる。しかし、全てにおいて金銭価値化するなどは困難なことから、規制を導入した場合に、国民が当該規制を遵守するため負担することとなる「遵守費用」については、特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化して明示する。

（１）品種登録表示の義務化

【遵守費用】

＜登録品種の種苗の業としての譲渡について＞

現行では、１②（１）において記載したとおり、品種登録表示の努力義務が規定（平成 19 年改正）されてから 10 年程度経過していることもあり、登録品種の種苗を市場流通させている種苗会社や個人育種家においては、無断で登録品種が利用されることのないよう、統一的な品種登録表示を付すことが業界慣行

として定着しているため、当該規制の導入に起因する追加的な遵守費用は生じない。

＜登録品種の種苗の業としての譲渡の申出について＞

一般的に、種苗の流通実態としては、６月以降に流通する「秋だね」と 12 月以降に流通する「春だね」に大きく分類することができ、種苗業者において、これらの種苗が市場に流通する時期に合わせて、カタログ、パンフレット、チラシを印刷することが業界慣行となっており、当該規制を導入したとしても、カタログ等に品種登録されている旨を記載するに過ぎないため、当該規制の導入に起因する追加的な遵守費用は生じない。

また、インターネットを介した登録品種の種苗の販売等においても、当該品種登録表示義務の対象となるものの、インターネット上において、当該種苗が品種登録されている旨を掲載するに過ぎないため、当該規制の導入に伴う遵守費用は生じないと想定される。

【行政費用】

当該規制の導入により、１②（１）に記載のとおり、業界慣行を知らない者が、品種登録表示を付さずに登録品種の種苗を市場に流通させるおそれがある。そのため、各地方農政局等に配置されている地理的表示監視官（５名）※3の業務に、当該農政局等の管内において流通している種苗の表示の適正性の監視及び不適切な表示に対する是正指導のための業務を追加するとともに、それに合わせて、本省において、これらの地方農政局等の登録品種の表示監視等の業務を統括するための業務が必要となると考えられる。

増加する業務に要する行政費用について算定すると、全体として、１年あたり約 550 万円（≒（41.7 万円（国家公務員の平均給与月額）×20%（登録品種の表示監視業務等の業務量増加）×５人（地方農政局における当該業務を担当する職員数）＋41.7 万円（国家公務員の平均給与月額）×10%（本省における統括業務の業務量増加）×１人（本省における当該業務を担当する職員数））×12ヶ月）の行政費用が生じると見込まれる。

なお、当該規制は、施行５年後に見直すこととしているため、試算期間を５年とすると約 2,750 万円（≒約 550 万円×５年）の行政費用が生じると見込まれる。

※３　現行においては、地理的表示監視官は、地理的表示制度（GI）制度に基づき、登録名称（農林水産物・飲食料品等の名称で、その名称から当該産品の産地を特定でき、産品の品質や社会的評価等の確立した特性が当該産地と結びついているということを特定できる名称）や GI マークの不正使用の取締や生産者団体の生産工程管理の確認等の業務を行っている。今般、上記の業務を追加することに合わせて、職名を「知的財産監視官」と変更することとしている。

（２）在外者の代理人の設置義務化

【遵守費用】

品種登録出願の手続において、既に日本国内に代理人を設置している在外者においては、遵守費用は発生しないものの、日本国内に代理人を置いていない在外者からの出願があった場合には、代理人の設置のための費用が必要となる。

仮に、日本国内の代理人を置いていない在外者からの出願が１件あった場合、増加しうる遵守費用について算定すると、１年目の品種登録審査に係る費用については、通常１件あたり海外出願に係る事務（願書作成、翻訳等）に要する費用が約 100 万円と見込まれるところ、願書作成、翻訳等の主要な事務に係る費用は当該規制の導入にかかわらず発生するものであり、出願手続代行が新たに出願者において負担することとなる費用であることを踏まえると、この費用の約１割（約 10 万円）が遵守費用として新たに発生すると見込まれる。

また、翌年以降については、品種登録審査に係る事務（種苗輸出手続、審査時に提出する資料の作成、翻訳等）に要する費用が約 50 万円と見込まれるところ、初年度の遵守費用と同様に、この費用の１割（約５万円）が遵守費用として新たに発生すると見込まれる。

国内の代理人を設置した在外者からの出願が登録されるまでに要する平均年数が 2.7 年であることを踏まえると、このような出願１件あたり、約 18.5 万円の遵守費用がかかると想定される。

【行政費用】

当該規制の導入後は、品種登録出願をした在外者が代理人の設置に応じない場合には、品種登録出願に関する方式に違反しているとして、補正命令を発した上で当該品種登録出願は却下されることになるため、追加的に生じる行政費用は見込まれない。

④　規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

規制緩和については、単に「緩和することで費用が発生しない」とするのではなく、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和を検証し、必要に応じ「行政費用」として記載することが求められる。

規制緩和ではない。

## ３　直接的な効果（便益）の把握

### ⑤　効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要

規制の導入に伴い発生する費用を正当化するために効果を把握することは必須である。定性的に記載することは最低限であるが、可能な限り、規制により「何がどの程度どうなるのか」、つまり定量的に記載することが求められる。

（１）品種登録表示の義務化

品種登録表示が義務付けられることにより、登録品種の利用者において、利用する品種が登録品種であるか否かについて容易かつ確実に識別することができるようになるため、農林水産省のホームページに掲載されている、登録品種の主要な特徴の認識に資する特性表を確認することを通じて、当該登録品種の特徴を把握することができ、利用者の購入の意思決定における便益がより増大することが期待される。

（２）在外者の代理人の設置義務化

在外者に日本国内の代理人を設置することを義務付けることにより、農林水産省の審査官は日本国内の当該在外者の代理人との間で審査手続を行うこととなるため、円滑な審査手続の実施が期待される。仮に、日本国内の代理人を設置しない在外者からの出願を処分するまでに５年間（当該規制の見直しまでの期間）を要すると仮定すると、日本国内の代理人を設置している在外者からの出願の処分に要する期間は平均 2.7 年程度であるため、当該規制の導入により、このような在外者からの出願を処分するまでの期間を約 2.3 年短くすることができる。

また、このような在外者の出願品種と競願関係となる類似の品種を別の育成者が出願した場合においても、在外者に対して日本国内の代理人の設置を義務付けることにより、先に出願した当該在外者の出願品種の審査が円滑に実施され、後から出願された別の育成者の品種に係る審査が停滞することを回避することができる。

### ⑥　可能であれば便益（金銭価値化）を把握

把握（推定）された効果について、可能な場合は金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。

（１）品種登録表示の義務化

市場流通している登録品種の種苗に品種登録表示が適切に付されることにより、農林水産省のホームページに掲載されている登録品種に係る情報の活用等を通じて、種苗の利用者において、購入する種苗についての情報を検索するための費用を節減させることができると考えられる。

仮に、品種登録表示が適切に付されていない登録品種が流通した場合には、当該表示が適切に付されている場合よりも、種苗の利用者において、当該登録品種の種苗を購入するか否かの意思決定のための情報を検索するために、１日多く要すると仮定すると、１年間で「春だね」と「秋だね」の購入についての情報を検索する必要があることから、登録品種の利用者を 23,000 経営体（農業組織経営体のうち法人経営体（2015 年農林業センサス））、人件費単価を 11,840 円／日（派遣労働者の平均賃金（８時間換算））とすると、当該規制を導入することにより、情報検索のために必要な人件費を、約 5.45 億円（≒人件費単価 11,840 円／日×２日×23,000 名）節減させることが期待される。

（２）在外者の代理人の設置義務化

円滑な審査手続の実施の担保については、そのケースごとにその便益は異なることから、その効果を一律で金銭価値化することは困難であるが、日本国内の代理人を設置しない在外者からの出願に係る処分は長期化する傾向にあるため、在外者の代理人の設置を義務化することにより、農林水産省の審査官が当該出願の審査に要する行政費用を節減させることができると見込まれる。

また、上記３⑤（２）において記載したとおり、日本国内の代理人を設置しない在外者からの出願を処分するまでの期間は、日本国内の代理人を設置している在外者からの出願の処分に要する期間よりも約 2.3 年多く対応する必要がある。そのため、農林水産省の審査官の人件費単価を 41.7 万円/月、農林水産省の審査官が１年間を通じて対応する平均的な品種登録出願件数を 30 件とすると、当該規制を導入することにより、このような出願１件につき、約 38.4 万円（≒41.7 万円/月×12 月÷30 件×約 2.3 年）の行政費用が節減されることが期待される。

また、日本国内の代理人を設置しない在外者の出願品種と競願関係となる類似の品種を別の育成者が出願するようなケースにおいては、先に出願した当該在外者の出願品種の審査が長期間に亘って滞ると、後願の出願品種に係る審査も停滞してしまい、その後、当該後願品種が品種登録されたとしても、その品種自体が陳腐化して登録品種としての価値が毀損してしまうおそれがある。

このような場合において、当該規制を導入し、後願の出願品種に係る審査の停滞を回避することによる便益については、品種や発生事案ごとにその逸失利益は異なることから、その効果を一律に金銭価値化することは困難であるが、利用価値の高い登録品種の場合には、１品種あたり、年間数百万円から数千万円の利益を逸失するおそれがある。※4

※４　研究機構が育成したぶどうの品種「シャインマスカット」は、皮ごと食べられる手軽さと食味が特徴であることに加え、種なし栽培も容易であることから、東北から九州まで広く普及し、栽培面積は過去５年間で 10 倍に増加している（栽培面積　平成 20 年：57 ha→平成 27 年：993 ha）。

また、山形県が育成した米の品種「つや姫」は、「甘み」「うまみ」「艶」などに優れており、需要者からの評価が高く、品種登録後検査数量は逓増している（検査数量　平成 23 年産：34,777 トン→平成 29 年産：48,106 トン）。

⑦　規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計

規制の導入に伴い要していた遵守費用は、緩和により消滅又は低減されると思われるが、これは緩和によりもたらされる結果（効果）であることから、緩和により削減される遵守費用額は便益として推計する必要がある。また、緩和の場合、規制が導入され事実が発生していることから、費用については定性的ではなく金銭価値化しての把握が強く求められている。

規制緩和ではない。

## ４　副次的な影響及び波及的な影響の把握

⑧　当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。

※　波及的な影響のうち競争状況への影響については、「競争評価チェックリスト」の結果を活用して把握する。

（１）品種登録表示の義務化

品種登録表示が適正に表示されると、その反射的効果として、利用する品種の種苗が一般品種であるか否かについても明確になるため、種苗の利用者の品種選択の幅が広がるとともに、安心して品種を利用できるようになる。これにより、適正な種苗の市場流通を確保することができ、結果的に、農業者の所得向上や地域の振興に繋がることが期待される。

また、当該規制の導入後は、海外流出の防止や登録品種を用いた産地化・ブランド化の実効性が担保されるため、育成者の継続的かつ安定的な新品種育成を促進することに繋がり、農林水産業の発展が図られることが期待される。

（２）在外者の代理人の設置義務化

在外者に日本国内の代理人の設置を義務付けると、農林水産省の審査官が直接在外者とやり取りを行う必要がなくなり、円滑な出願審査の実施が可能となることから、１年間に処理することができる出願件数や新規に登録される品種数が増加し、結果的に、農業者の所得向上や地域の振興に繋がり、農林水産業の発展が図られることが期待される。

また、当該規制の導入により、UPOV 加盟国間の共通電子出願システムと接続したとしても、審査手続の実施が滞ることがなくなるため、早期に同システムとの接続が可能となる。これにより、海外から我が国への優良品種の出願が促進されるとともに、我が国の優良品種の海外への出願も促進され、我が国の優良品種の流出防止にも資することが期待される。

## ５　費用と効果（便益）の関係

⑨　明らかとなった費用と効果（便益）の関係を分析し、効果（便益）が費用を正当化できるか検証

上記２～４を踏まえ、費用と効果（便益）の関係を分析し、記載する。分析方法は以下のとおり。

①　効果（便益）が複数案間でほぼ同一と予測される場合や、明らかに効果（便益）の方が費用より大きい場合等に、効果（便益）の詳細な分析を行わず、費用の大きさ及び負担先を中心に分析する費用分析

②　一定の定量化された効果を達成するために必要な費用を推計して、費用と効果の関係を分析する費用効果分析

③　金銭価値化した費用と便益を推計して、費用と便益の関係を分析する費用便益分析

１　品種登録表示の義務化

品種登録表示が適切に付された登録品種の種苗が流通するようになると、種苗の利用者において、購入する種苗についての情報検索に要する人件費が、約 5.45 億円節減することが期待される。（３⑥１）。

他方で、登録品種の種苗を市場流通させている種苗会社や個人育種家においては、登録品種の種苗に品種登録表示を付すことが業界慣行として既に定着しているため、当該規制の導入に起因する追加的な遵守費用は生じない。また、本省及び地方農政局等において、流通している種苗の表示の適正性の監視及び不適切な表示に対する是正指導のための業務等に要する行政費用（１年あたり約 550 万円）が生じると見込まれる。（２④１）。

以上より、便益が費用を上回り当該規制を導入することが妥当である。

２　在外者の代理人の設置義務化

仮に、日本国内の代理人を設置しない在外者からの出願を処分するまでに５年間（当該規制の見直しまでの期間）を要すると仮定すると、在外者の代理人の設置を義務化することにより、品種登録出願１件あたり約 38.4 万円の農林水産省の審査官が当該出願の審査に要する行政費用を節減させることができると見込まれる。また、日本国内の代理人を設置しない在外者の出願品種と競願関係となる類似の品種を別の育成者が出願するようなケースにおいては、後願の出願品種に係る審査の停滞を回避することにより、品種や発生事案ごとにその便益は異なるものの、利用価値の高い品種の場合には、１品種あたり数百万円から数千万円の便益を得ることが期待される（３⑥２）。

他方で、品種登録出願の手続において、既に日本国内の代理人を置いている在外者については、遵守費用は生じないものの、日本国内に代理人を置いていない在外者にとっては、新たに代理人の設置が必要となる。日本国内に代理人を設置した在外者からの出願が登録されるまでに要する平均年数が約 2.7 年であることを踏まえると、当該規制の導入による追加的な遵守費用は、品種登録出願１件あたり約 18.5 万円の遵守費用がかかると見込まれる（２④２）。

これらを踏まえ、品種登録出願１件あたりの費用と便益を比べると、便益が費用を上回ることから、当該規制を導入することが妥当である。

## ６　代替案との比較

⑩　代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果（便益）の観点から
比較考量し、採用案の妥当性を説明

（　代替案とは、「非規制手段」や現状を指すものではなく、規制内容のオプション（度合い）を差し、そのオプションとの比較により導入しようとする規制案の妥当性を説明する。）

（１）品種登録表示の義務化

本規制の代替案として、登録品種の種苗を他者に譲渡する者（育成者権者、流通業者、生産農家等）に対して、品種登録されている旨の伝達のほか、取引記録の作成、保管を義務付けることにより、登録品種の利用者が当該種苗について容易かつ確実な情報を得ることができようになると考えられる。

しかし、当該代替案措置の遵守費用として、登録品種の種苗の流通過程にいる者においては、品種登録されている旨の伝達、取引記録の作成、保管義務のための人件費が必要となり、仮に、登録品種の種苗の流通過程にいる者を 1,011 名

（一般社団法人日本種苗協会の正会員数（平成 31 年 3 月 31 日時点））、年間営業日を 260 日／年、平均的な１日の取引記録の作成、保管義務のための作業を約 0.5 時間／日、人件費単価を 2,800 円／時間とすると、これらの作業のために必要な人件費は、約 3.68 億円（≒260 日×2,800 円／時間×0.5 時間／日×1,011 名）かかることが見込まれる。

また、本代替案の下では、本省及び地方農政局等において、登録品種の種苗の流通過程の取引の監督や不適切な取引の是正指導のための業務等が必要となる。品種登録表示の義務化の導入に起因する行政費用（１年あたり約 550 万円）は、流通過程にある登録品種を監視対象とする一方で、本代替案において必要となる業務は、流通過程にいる者の取引全般を対象として監督することが求められ、品種登録表示の義務化に起因する行政費用よりも多額の行政費用が生じると見込まれる。

以上のことから、追加的な遵守費用が小さい本規制案を採用することが妥当である。

（２）在外者の代理人の設置義務化

本規制の代替案として、在外者が品種登録出願する場合に、日本国内に法人を設立する等した上で、日本国内に住所又は居所を有する者として、出願させることとする規制が考えられる。

仮に、在外者が品種登録出願手続を行うために、日本国内に会社を設立し、当該会社に社員を少なくとも１名雇用することを仮定した場合、法人設立のための費用が約 34 万円（≒定款の認証手数料：50,000 円＋定款の謄本手数料：2,000 円＋設立にかかる登録免許税：150,000 円＋収入印紙代：40,000 円＋会社設立登記の代理費用：約 100,000 円）必要となることに加えて、社員を雇用するための経費は約 485 万円／年（正規社員の平均給与額（民間給与実態統計調査））となるため、追加的な遵守費用が小さい本規制案を採用することが妥当である。

なお、UPOV 条約においては、条約締約国の国民又は居住者に内国民待遇を享受させることを規定しており、日本国内に住所又は居所を有する者だけに品種登録出願を認めることは適当ではない。

（参考）副次的な影響及び波及的な影響

在外者に対して日本国内に法人を設立すること等を義務付けるという当該代替案は、新たに品種登録出願する在外者に対して、日本国内に法人を設立するためのコストを負担させることとなり、既に品種登録されている又は品種登録出願をしている在外者との間でコストの非対称性が生じることとなるため、事業者の競争状況へ負の影響を与える可能性がある。

## ７　その他の関連事項

⑪　評価の活用状況等の明記

（　規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会や利害関係者からの情報収集などで当該評価を利用した場合は、その内容や結果について記載する。また、評価に用いたデータや文献等に関する情報について記載する。）

優良品種の持続的な利用を可能とする植物新品種の保護に関する検討会（第５回）において、これらの規制に関して有識者に議論していただいた検討内容を踏まえて、今回の規制の創設について検討した。

## ８　事後評価の実施時期等

⑫　事後評価の実施時期の明記

（　事後評価については、規制導入から一定期間経過後に、行われることが望ましい。導入した規制について、費用、効果（便益）及び間接的な影響の面から検証する時期を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。
　なお、実施時期については、規制改革実施計画（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）を踏まえることとする。）

法施行後５年を目処として事後評価を実施する。

⑬　事後評価の際、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

（　事後評価の際、どのように費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するのか、その把握に当たって必要となる指標を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。規制内容によっては、事後評価までの間、モニタリングを行い、その結果を基に事後評価を行うことが必要となるものもあることに留意が必要）

以下の指標により費用を把握することとする。

１　品種登録表示の実施状況

２　在外者の代理人の設置状況